



6-2  
92

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條 北海道大学の項中  
法文学部 を 教育学部 に、同項中  
教育学部 を 法文学部 に、同項中  
北海道大学 北海道大学附屬農林専門部  
北海道大学附屬農林専門部  
北海道大学附屬農林専門部

北海道大学  
北海道大学附屬農林専門部  
同條 弘前大学の項中  
弘前高等専門学校 を 青森医学専門学校

同條 東北大学の項中  
東北大学附屬医学専門部  
東北大学附屬医学専門部 に、同條 山形大

学の項中  
山形高等専門学校 を 米沢工業専門学校 に、同條 茨城大学の項中

水戸高等専門学校 を 多賀工業専門学校 に、同條 埼玉大学の項中  
埼玉師範学校 を 埼玉師範学校 を 埼玉師範学校

千葉青年師範学校 を 千葉青年師範学校 を

千葉青年師範学校  
東京医科歯科大学の項中  
東京大学附屬医学専門部  
第一高等専門学校 を 東京大学附屬医学専門部

同條 お茶の水女子大学の項中  
文学部 を 教育学部 に、同條 一橋大学の項中  
教育学部 を 家政学部 に、同條 一橋大学の項中

東京商科大学 を 東京商科大学 に、同條 新潟大学の項中  
新潟医科大学附屬医学専門部  
新潟高等専門学校

富山薬学専門学校の項中  
富山薬学専門部  
富山薬学専門部  
富山薬学専門部

大学附屬薬学専門部  
同條 信州大学の項中  
松本医学専門学校 を 松本医学専門学校  
松本高等専門学校

同條 静岡大学の項中  
静岡高等専門学校 を 浜松工業専門学校 に、同條 名古屋大

学の項中  
法経学部 を 法学部 に、同項中  
名古屋大学  
名古屋大学附屬医学専門部 を 名古屋大

学部に、同條 京都大学の項中  
京都大学附屬医学専門部  
第三高等専門学校 を 京都大学附屬医学専門部 に、

同條 大阪大学の項中  
大阪大学附屬薬学専門部  
大阪高等専門学校 を 大阪大学附屬薬学専門部 に、

天野 337

同條神戸大学の項中  
神戸経済大学  
神戸経済大学予科  
神戸経済大学附属経営学専修部  
姫路高等学校  
神戸経済大学  
神戸経済大学附属経営学専修部

に、同條島根大学の項中  
松江高等学校  
島根師範学校  
島根師範学校  
同條岡山大学の項中

岡山医科大学附属医学専修部  
第六高等学校  
岡山医科大学附属医学専修部  
同條広島大学の項中

広島文理科大学  
広島高等学校  
広島文理科大学  
同條山口大学の項中  
山口高等学校  
山口経済専門学校

山口経済専門学校  
同條徳島大学の項中  
徳島医学専門学校  
徳島高等学校  
徳島医学専門学校

に、同條愛媛大学の項中  
松山高等学校  
新居浜工業専門学校  
同條高知大学の項中

高知高等学校  
高知師範学校  
高知師範学校  
同條九州大学の項中

九州大学附属医学専門部  
福岡高等学校  
九州大学附属医学専門部  
同條佐賀大学の項中

佐賀高等学校  
佐賀師範学校  
佐賀師範学校  
長崎医科大学附属看護学専修部  
長崎高等学校

長崎医科大学附属看護学専修部  
熊本医科大学  
熊本医科大学附属医学専門部  
第五高等学校

を「熊本医科大学」に、同條鹿児島大学の項中  
第七高等学校  
鹿児島農林専門学校  
を「鹿児島農林専門  
門学校」に改める。

第四條北海道大学の項研究所の名称の欄中  
触媒研究所  
を  
触媒研究所  
に、  
触媒研究所

同項目的の欄中  
触媒に関する学理及びその応用の研究  
を  
触媒に関する学理及びその応用  
結核の予防及び治療に関する

の研究  
学理及びその応用の研究  
に、同條東京大学の項研究所の名称の欄中  
放射線化学研究所  
理工学研究所  
に、同項目的の欄中

理工学研究所  
新聞研究所  
新聞研究所  
史料編纂所  
に、同項目的の欄中

電波、赤外線、光波等のふく射線に関する  
 化学的事項の学理及びその応用の研究  
 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究

を

理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究

に

同欄中

新聞及び時事について出版、放送又は映画に  
 関する研究並にこれらにの事業に従事し、  
 又は従事しようとする者の指導及び養成

を

新聞及び時事について出版、放送又は映画  
 に関する研究並にこれらにの事業に従事  
 し、又は従事しようとする者の指導及び養成  
 本邦に關する史料の研究、論考、及び出版

に改める。

第五條中

理学部	附屬臨海実験所
医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
農学部	附屬農場、附屬畜習林

東北大学	理学部	附屬臨海実験所
	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬畜習林
秋田大学	鉱山学部	附屬地下資源研究所施設
山形大学	農学部	附屬農場、附屬畜習林

東京大学	文学部	史料編纂所
	理学部	附屬臨海実験所、附屬植物園
	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	工学部	附屬総合試験所
	農学部	附屬農場、附屬畜習林、附屬水産実験所

東京大学	理学部	附屬臨海実験所、附屬植物園
	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
	工学部	附屬総合試験所
	農学部	附屬農場、附屬畜習林、附屬水産実験所

東京農工大学	農学部	附屬農場、附屬畜習林
	繊維学部	附屬農場

新潟大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
金沢大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
信州大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設

新潟大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬畜習林
金沢大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
山梨大学	工学部	附屬化学研究所施設
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
信州大学	農学部	附屬農場、附屬畜習林
	繊維学部	附屬農場

商船大学	商船学部	船舶運航研究施設
------	------	----------

静岡大学	工学部	附屬電子工学研究施設
------	-----	------------

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

京都大学	理学部	附屬臨海実験所 附屬臨湖実験所 附屬火山温泉研究所
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林

を

京都大学	理学部	附屬臨海実験所 附屬臨湖実験所 附屬火山温泉研究所
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林

を

岡山大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
------	-----	--------------

を

岡山大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
	農学部	附屬農場、附屬演習林

を

広島大学	理学部	附屬臨海実験所
	医学部	附屬病院、看護婦養成施設

を

山口大学	農学部	附屬農場
徳島大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
高知大学	農学部	附屬農場

に改める。

第十一條中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二」に改める。

附則第五項中「東京医学歯学専門学校」を「昭和二十五年三月三十一日まで」及び「東京医学歯学専門学校」を削る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とする。

附則第十五項を次のように改める。  
 第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。

別表第一北海道大学の項中「二五七二人」を「二二九九二人」に、同表北海道学芸大学の項中「一六〇六八」を「一六七九八」に、同表室蘭工業大学の項中「一四七二人」を「一六一八」に、同表小樽商科大学の項中「九八八」を「一〇〇〇」に、同表弘前大学の項中「八二一人」を「八七〇」に、同表東北大学の項中「三九七七人」を「三九八六六」に、同表山形大学の項中「五五八八」を「五五九五」に、同表福島大学の項中「四二六六」を「四三〇〇」に、同表群馬大学の項中「八九七人」を「九四六六」に、同表千葉大学の項中「一六四九八」を「一六四九八」に、同表東京大学の項中

「五八六七人」を「五八六五人」に、同表東京教育大学の項中「九四五人」を「一  
 二〇人」に、同表東京工業大学の項中「九一八人」を「九一三人」に、同表新潟大学  
 の項中「二四九一人」を「二、五一五人」に、同表金沢大学の項中「一七〇三人」を「  
 一、六九七人」に、同表信州大学の項中「一、二一九人」を「一、三〇四人」に、同表名古  
 屋大学の項中「一、九四〇人」を「一、八九九人」に、同表名古屋工業大学の項中「一、七  
 八人」を「二、〇九人」に、同表京都大学の項中「一、三、一四一人」を「三、四一三人」に、  
 同表京都学芸大学の項中「一、一、九八人」を「一、三、二八人」に、同表京都工芸繊維大学の項  
 中「一、三、四七人」を「一、三、四〇人」に、同表大阪大学の項中「二、五三一一人」を「二、五七九  
 人」に、同表神戸大学の項中「一、〇、五八人」を「一、〇、九八人」に、同表奈良女子大学  
 の項中「一、三、三六人」を「一、三、三八人」に、同表鳥取大学の項中「八〇九人」を「八五七  
 人」に、同表岡山大学の項中「一、三、七四一人」を「一、三、九五五人」に、同表広島大学の項  
 中「一、三、〇九人」を「一、三、四三一人」に、同表山口大学の項中「六七〇人」を「六九三  
 人」に、同表徳島大学の項中「八六三人」を「九一二人」に、同表高知大学の項中「  
 三、六五人」を「三、六八人」に、同表九州大学の項中「三、八七九人」を「三、八八七人」  
 に、同表長崎大学の項中「一、一、五六人」を「一、一、六〇人」に、同表熊本大学の項中「  
 一、四、八四人」を「一、四、四二一人」に、同表宮崎大学の項中「四、二五五人」を「四、五七人」  
 に、同表鹿児島大学の項中「八、三三一人」を「八、三七人」に改める。  
 別表第二 龍門電波高等学校の項中「五〇人」を「六三人」に改める。

別表第三を削る。

別表第四を次のように改める。  
 (別表第三)

附別第五項に掲げる学校の名目	上掲の学校に置かれる職員の設定
東京医科歯科大学	七九二人
大阪工業専門学校	八七人
大阪青年師範学校	三九人

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

理由

国立学校の一部について、大学学部の分割、大学附置研究所の新設合併等その組織を整備するとともに職員の定員を学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基づく増減に応じて改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

